様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2025　年　1 月　17　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）じぇいてぃーぴーかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 JTP株式会社  （ふりがな） もり ゆたか  （法人の場合）代表者の氏名 　 森 豊  住所　〒140-0001 東京都品川区北品川４丁目７番３５号  法人番号　6010701025248  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 企業理念 2. 2024-2027　第2次中期経営計画 3. DX推進の取り組み | | 公表日 | 1. 2018 年 4 月 20日 2. 2023 年 6 月 8 日 3. 2024 年 12月 2 日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. ホーム＞企業情報＞企業理念<https://www.jtp.co.jp/aboutus/vision/> 2. ホーム＞IR情報＞経営方針＞中期経営計画 <https://ir.jtp.co.jp/ja/ir/management-policy/mid_term/main/00/teaserItems1/0/linkList/0/link/mid-term-plan.pdf> 3. ホーム＞企業情報＞DX推進の取り組み <https://www.jtp.co.jp/aboutus/dx/> | | 記載内容抜粋 | 【企業理念】  ■Purpose / パーパス (①に記載)  「開かれた市場の形成と世界の格差是正を実現する」  私たちJTPは、”世界で産み出された技術革新の果実は、広く、等しく享受されるべきだと考えます。しかし、日本国内だけでなく、世界においても、経済格差、地域格差、保護主義などの台頭によりその摂理に反して不均衡が起こっています。こうした不均衡を修正し、競争力ある市場形成することによって、国際社会に貢献します。  ■Mission / ミッション (①に記載)  「Connect to the Future」  JTPが掲げるミッション「Connect to the Future」には、「お客様が描く未来を、私たちが技術で繋いでいく」という思いが込められています。私たちは変化し続ける世の中で、お客様の描く未来を実現可能にする「イネイブラー」を目指します。  ■Vision / ビジョン (①に記載)  「私たちは自由な発想と決断力をもって  お客様と共に進化する未来を創ります」  「お客様が思い描き目指す未来を、共に創りたい。」 そういった思いに、全社員一人ひとりが、柔軟で多彩な「発想」、スピード感と多角的な視点を持つプロフェッショナルとしての「決断力」をもって挑む決意を、このビジョンに込めました。  【2024-2027　第2次中期経営計画】  ■JTPが2030年に目指す姿 (②p.9に記載)  これまでの技術集団から”事業変革とユーザ企業の自走”を促す「業界随一のイネイブラー」となる  ■イネイブラーとは (③に記載)  イネイブラーとは、「豊かな対話力と思考力を持ち、お客様の実現したいことを、技術を活用して解決することができる人財 / 組織」です。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記内容は、取締役会にて承認されております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. DX推進の取り組み 2. DX推進への取り組み(PDF) | | 公表日 | 1. 2024 年 12月 2 日 2. 2024 年 12月 2 日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①ホーム＞企業情報＞DX推進の取り組み  https://www.jtp.co.jp/aboutus/dx/  ②DX推進への取り組み(PDF) p.8-18  https://www.jtp.co.jp/assets/uploads/2024/12/JTP\_DX-strategies\_2024.pdf | | 記載内容抜粋 | ■戦略①「ユーザーが描く未来」をサポートするイネイブラー人財の育成 (①、② p.11-13に記載)  [施策1] クラウド人財育成  [施策2] イネイブラー人財育成  →「(2)①戦略を効果的に進めるための体制の提示」に記載  ■戦略② 事業で培った技術と知見の応用によるビジネス拡大(①、② p.14-15に記載)  [施策3] 生成AI活用  →「(2)-② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示」に記載  [施策4] データ活用支援サービスの創出  「データ人材育成 × デジタルスキルによるモダンなデータプラットフォームの提供」  今後のビジネスのカギとなるデータ活用の支援サービスの創出に向け、データ活用を行うための基盤構築を担う「クラウドアーキテクト」「マルチクラウドインテグレーション」「クラウドコンサルティング」のサービス強化や、実際のデータ活用支援を担う「データエンジニア」「データサイエンティスト」「データアナリスト」の育成に取り組んでいます。  ■戦略③ イノベーションと価値創出のための環境整備(①、② p.16-18に記載)  [施策5] 全社共通プラットフォーム  「データドリブン経営へ、社内の共通プラットフォームを構築」  社内のあらゆるデータ(マーケティング、営業、プロジェクト、売上、勤怠・工数)を共通プラットフォームで一元管理することで、状態の可視化→分析→戦略策定→アクション→情報の集約のサイクルを回しています。これにより、顧客中心の情報管理を実現し、データに基づいた戦略策定を行います。また、業務プロセスの仕組み化、管理工数削減・生産性向上によって、よりビジネス価値の高い活動に注力します。  [施策6] マルチアカウント統制 <セキュリティ>  [施策7] プラットフォームエンジニアリング <共通開発基盤>  →「(2)-② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示」に記載 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記内容は、取締役会にて承認されております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 「DX推進に向けた組織体制」 ホーム＞企業情報＞DX推進の取り組み <https://www.jtp.co.jp/aboutus/dx/> 2. クラウド人財育成 <JTPの技術育成体制> DX推進への取り組み(PDF)　p.11-12 <https://www.jtp.co.jp/assets/uploads/2024/12/JTP_DX-strategies_2024.pdf> 3. イネイブラー人財育成 DX推進への取り組み(PDF)　p.13 <https://www.jtp.co.jp/assets/uploads/2024/12/JTP_DX-strategies_2024.pdf> | | 記載内容抜粋 | ■「DX推進に向けた組織体制」(①に記載)  ・各事業部や社内の組織：「DX推進のための施策」への取り組みを行っています。  ・DX推進室：各施策の推進状況や、DX推進指標に基づき、全社の目標に対する横断的な進捗状況を把握、評価するほか、社内の情報共有を促進しています。  ■戦略①「ユーザーが描く未来」をサポートするイネイブラー人財の育成(①、② p.11-13に記載)  [施策1] クラウド人財育成  「DXコンサルティング/データドリブン経営導入を担うための、デジタルスキルの向上を全社で取り組む」  JTPでは、“〇〇祭り”として、トレンドの技術に向かって、全社を挙げてその習得を目指す文化があります。DX実現に向けたデータエンジニアリング領域の分野の強化を見据え、「データエンジニア祭り」を開催し、マルチクラウドデータエンジニアの育成に取り組んでいます。技官・フェローを中心とした社内の組織体制や、海外イベント派遣などの育成機会、社員主導の発信や交流など、技術力向上に向けて常に高いモチベーションを保つための取り組みが盛んに行われています。  [施策2] イネイブラー人財育成  「イネイブラーに求められるスキルを可視化、基礎研修やワークショップなどスキル習得の機会を設定」  階層別に求められるスキルを可視化するとともに、現在の社員の分布を明確化することで、必要な育成施策を社員に展開しています。オンライン学習制度や、ワークショップの開催などさまざまな学習機会を通して、マネジメントスキルやヒューマンスキル、コンセプチュアルスキルなど、イネイブラーに求められる力の習得を進めています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. ホーム＞企業情報＞DX推進の取り組み <https://www.jtp.co.jp/aboutus/dx/> 2. DX推進への取り組み(PDF) p.16-18 https://www.jtp.co.jp/assets/uploads/2024/12/JTP\_DX-strategies\_2024.pdf | | 記載内容抜粋 | ■戦略② 事業で培った技術と知見の応用によるビジネス拡大(①、② p.14-15に記載)  [施策3] 生成AI活用  「生成AIを日常的に使うことを習慣にして、次のより踏み込んだ活用へ」  弊社が提供するAIサービス「Third AI」を全社でも積極的に利用し、日々の業務に生成AIを取り入れています。「Best Prompt Award」を開催し、プロンプトのアイディアの募集を行ったことで利用率が向上し、日々の業務効率化や、コード作成、マニュアル検索、研修の問題作成など、様々な場面で活用をしています。今後は、ナレッジを活かし、より発展的な活用を目指しています。  ■戦略③ イノベーションと価値創出のための環境整備(①、② p.16-18に記載)  [施策6] マルチアカウント統制 <セキュリティ>  「クラウドセキュリティのルールを設定・徹底し、統制を効かせながらビジネス展開のスピード感を加速」  社内には、セキュリティのプロフェッショナルメンバーによるクラウドセキュリティ委員会が中心となって、クラウドに必要なセキュリティのルール策定、基盤構築、社員教育を通して、リスク排除のための活動を行っています。これにより、統制の効いた環境を維持しながら、DXに求められるスピード感のあるサービス提供を実現しています。  [施策7] プラットフォームエンジニアリング <共通開発基盤>  「社内の共有開発基盤を構築することで、ナレッジを集約・活用し、アジリティを高める」  共通開発基盤を導入によって、構築済みの環境を共有することで、開発者は基盤整備に時間をかけず開発に集中することが可能になり、スピード力を高めます。また、生成AIを活用して社内ナレッジをマニュアル化し、共有しやすくすることで、知見の集約と活用を進めることができます。さらに、この基盤をラボとして活用することで、実践的なスキルを育むことができ、現場での即戦力の向上に役立てていきます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 2024-2027　第2次中期経営計画 2. DX推進への取り組み(PDF) | | 公表日 | 1. 2023 年 6 月 8 日 2. 2024 年 12月 2 日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. ホーム＞IR情報＞経営方針＞中期経営計画 p.14 <https://ir.jtp.co.jp/ja/ir/management-policy/mid_term/main/00/teaserItems1/0/linkList/0/link/mid-term-plan.pdf> 2. DX推進への取り組み(PDF) p.11, 13 <https://www.jtp.co.jp/assets/uploads/2024/12/JTP_DX-strategies_2024.pdf> | | 記載内容抜粋 | ■第2次中期経営計画の定量目標 (① p.14に記載)  営業利益率を2023年3月期実績の 6.3%から、2027年3月期の計画は7.7-10.0%へを目指しており、DXの推進によって、生成AIやデータ活用を業務に取り入れることで、業務効率を向上/工数削減を図ることで、達成を目指しています。  ■クラウド人財育成 (② p.11に記載)  社内の技術面での育成方針として、2024年度にマルチクラウドデータエンジニア50名育成、2025年度にデータ分析人材50名育成を目指しています。  ■イネイブラー人財育成(② p.13に記載)  2030年には、コンサルタント20名、PM150名を育成することを目指しています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024 年 12月 2 日 | | 発信方法 | ホーム＞企業情報＞DX推進の取り組み  <https://www.jtp.co.jp/aboutus/dx/> | | 発信内容 | ■DX推進への取り組みについて 経営者のメッセージ  ------------------------------  技術と人財でお客様のDXを支え、目指す未来を共に創りたい  「イネイブラー」として、私たちが2030年に向けての取り組むこと  ------------------------------  私たちは「Connect to the Future」をミッションに掲げ、お客様が描く未来を技術で実現することを目指しています。クラウドやAIの普及に伴い、データ活用がビジネスの鍵となり、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進したいと考える企業や団体も増えています。  しかし、具体的にどのように取り組むべきか迷う方も多いのではないでしょうか。JTPは、課題解決力を持ってお客様に寄り添い、共に価値を創り出す「イネイブラー」を目指しています。自社でもDXを推進し、AIやデータ活用の拡充に加え、セキュリティやガバナンス基盤の強化に取り組んでいます。そして何よりも、イネイブラー人財の育成に積極的に投資し、お客様のニーズや目指す未来に最適な形で応えるために、最新技術を吸収し続けています。  私たちは、お客様の未来への挑戦を支えるパートナーとして共に歩んでまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024 年 11 月頃　～　2024 年 12 月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」にて、課題の把握を行い、DX推進ポータルにて提出しています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2007年9月頃　～　継続中 | | 実施内容 | ・情報セキュリティ方針を定め、情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC 27001)、ISMSクラウドセキュリティ(ISO/IEC 27017)に準拠したセキュリティ対策を実施し、定期的に監査を実施している。  ・内部監査室、クラウドセキュリティ委員会を設置しており、セキュリティルールの策定や、社員教育、インシデントへの対応を行っている。  参照資料：  ・情報セキュリティ方針  ホーム > 情報セキュリティ方針  <https://www.jtp.co.jp/security-policy/>  ・取得認証一覧  ホーム > 企業情報 > 会社概要　「各種認証」  <https://www.jtp.co.jp/aboutus/profile/> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。